

〒604-0847

京都府京都市中京区烏丸通二条下ル  
秋野々町529番地ヒロセビル4階  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 弁護士 野々山 宏 先生  
理事・事務局長 弁護士 長野 浩三 先生  
(FAX 075-746-5207)

## 回答書

令和2年10月28日

〒106-0032

東京都港区六本木7-14-23  
株式会社ライフ  
代表取締役 佐藤 太一  
連絡先 0570-005-025

冠省

株式会社ライフ（以下「当社」といいます。）は、貴法人より受領した令和2年10月22日付差止請求書に対し、以下のとおりご回答いたします。

貴法人より景品表示法30条1項に基づく表示停止請求のあった、当社の「LAKU FLORA（ラクフロラ）」（以下「本件商品」といいます。）の商品ホームページにつきましては、以下のように変更いたしました。

従前、本件商品を「ラクフロラ初回100円ラクトクモニターコース」（以下「本コース」といいます。）で購入する場合、商品ホームページ上におきまして、「応募する」のボタンをクリックすると、「必ずご確認ください」、「初回100円(税込)ラクトクモニターコースについて」と題するページに移り、本コースが初回1袋100円を発送し、その初回発送から6日後に2回目20袋を一括発送すること等を消費者に確認していただくなどして、1袋分だけを100円で購入することができるかのような表示とはならないよう、2回目20袋分以降の購入も対象とする定期継続コースであることを必ず表示し、消費者が1袋分だけを購入できるとの誤認をされないよう、注意喚起をしていました。

しかし、今回、貴法人からのご指摘を受け、商品ホームページ上の上記「応募する」ボタンの下部に「ご購入前に必ずご確認ください」との注意喚起を設けました。

これにより、本コースが初回1袋分100円であることのみならず、同時に2回目20袋分の購入が必要であることが消費者に分かりやすく表示されるようになりましたので、消費者に対して、本件商品を1個のみ購入できるとの誤

認を生じさせることはありません。

当社といたしましては、貴法人のいう、本件商品1袋分のみを100円(送料無料)で購入可能かのように示しており、景品表示法30条1項の有利誤認に該当するとのご指摘は当たらないものと考えておりますが、今回貴法人からの表示停止請求を受けて、本件商品が最低2回分の購入継続を条件とする定期購入コースであることをより分かりやすく表示するよう改訂いたしました。

これは、当社といたしましても、本件商品の魅力を消費者にご理解していただけるよう、適切な広告表示をこれからも行ってまいりたいと考えているため、緊急措置的に上記措置を採ったものです。

今後も引き続き消費者の方々にとって適切な広告表示となるよう、本コースに関する商品ホームページの改訂を行っていく予定であることを合わせてご回答いたします。

算々